



2023年度における政府実行計画の実施状況（案） (概要)

2025年8月28日
環境省



政府実行計画の概要（令和7年2月18日閣議決定）



- 政府実行計画：政府の事務・事業に関する温室効果ガスの排出削減計画。（地球温暖化対策推進法第20条）
- **2035年度に65%削減・2040年度に79%削減（それぞれ2013年度比）の新たな目標を設定し、目標達成に向けて取組を強化。**【前計画の2030年度50%削減（2013年度比）の直線的な経路として設定】
- 毎年度、中央環境審議会において意見を聴きつつフォローアップを行い、着実にPDCAを実施。

再生可能エネルギーの最大限の活用・建築物の建築等に当たっての取組

- | | |
|--------|--|
| 太陽光発電 | <ul style="list-style-type: none">✓ 2030年度までに設置可能な政府保有の建築物（敷地含む）の約50%以上に太陽光発電設備を設置、2040年度までに100%設置を目指す。✓ ペロブスカイト太陽電池を率先導入する。また、社会実装の状況（生産体制・施工方法の確立等）を踏まえて導入目標を検討する。 |
| 建築物の建築 | <ul style="list-style-type: none">✓ 2030年度までに新築建築物の平均でZEB ready相当となることを目指し、2030年度以降には更に高い省エネ性能を目指す。また、既存建築物について省エネ対策を徹底する。✓ 建築物の資材製造から解体（廃棄段階も含む。）に至るまでのライフサイクル全体を通じた温室効果ガスの排出削減に努める。 |

※ ZEB Ready : 50%以上の省エネを図った建築物

財やサービスの購入・使用に当たっての取組

- | | |
|---------------|--|
| 公用車/
L E D | <ul style="list-style-type: none">✓ 2030年度までにストックで100%の導入を目指す。
※ 電動車は代替不可能なものを除く |
| 電力調達 | <ul style="list-style-type: none">✓ 2030年度までに各府省庁での調達電力の60%以上を再エネ電力とする。以降、2040年度には調達電力の80%以上を脱炭素電源由来の電力とするものとし、排出係数の低減に継続的に取り組む。 |
| GX製品 | <ul style="list-style-type: none">✓ 市場で選ばれる環境整備のため、率先調達する。
※ GX製品：製品単位の削減実績量や削減貢献量がより大きいもの、CFP（カーボンフットプリント）がより小さいもの |

その他の温室効果ガス排出削減等への配慮

- ✓ 自然冷媒機器の率先導入等、**フロン類の排出抑制に係る取組を強化**
- ✓ **Scope 3 排出量へ配慮した取組**を進め、その排出量の削減に努める。
- ✓ 職員に**デコ活アクションの実践**など、脱炭素型ライフスタイルへの転換に寄与する取組を促す。

※ Scope 3 排出量： 直接排出量（Scope1）、エネルギー起源間接排出量（Scope2）以外のサプライチェーンにおける排出量

政府実行計画の実施状況の点検について



【政府実行計画の実施状況の公表】

地球温暖化対策の推進に関する法律第20条第7項において、**政府は、毎年一回、政府実行計画に基づく措置の実施状況（温室効果ガス総排出量を含む。）を公表しなければならない**とされている。

参考：地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）

第二十条 政府は、地球温暖化対策計画に即して、その事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置に関する計画（以下この条において「政府実行計画」という。）を策定するものとする。

7 政府は、毎年一回、政府実行計画に基づく措置の実施の状況（温室効果ガス総排出量を含む。）を公表しなければならない。

【政府実行計画の実施状況の点検方法】（政府実行計画（令和7年2月18日閣議決定）より抜粋）

各府省庁は、毎年度、政府実行計画及び各府省庁の実施計画の進捗状況を厳格に、かつ定量的に点検し、目標達成の蓋然性の向上に努めるものとする。環境省は、点検結果を取りまとめ、各府省庁の参加の下で中央環境審議会の意見を聞いて、その意見と併せて点検結果を地球温暖化対策推進本部幹事会に報告するものとする。

2023年度の進捗状況



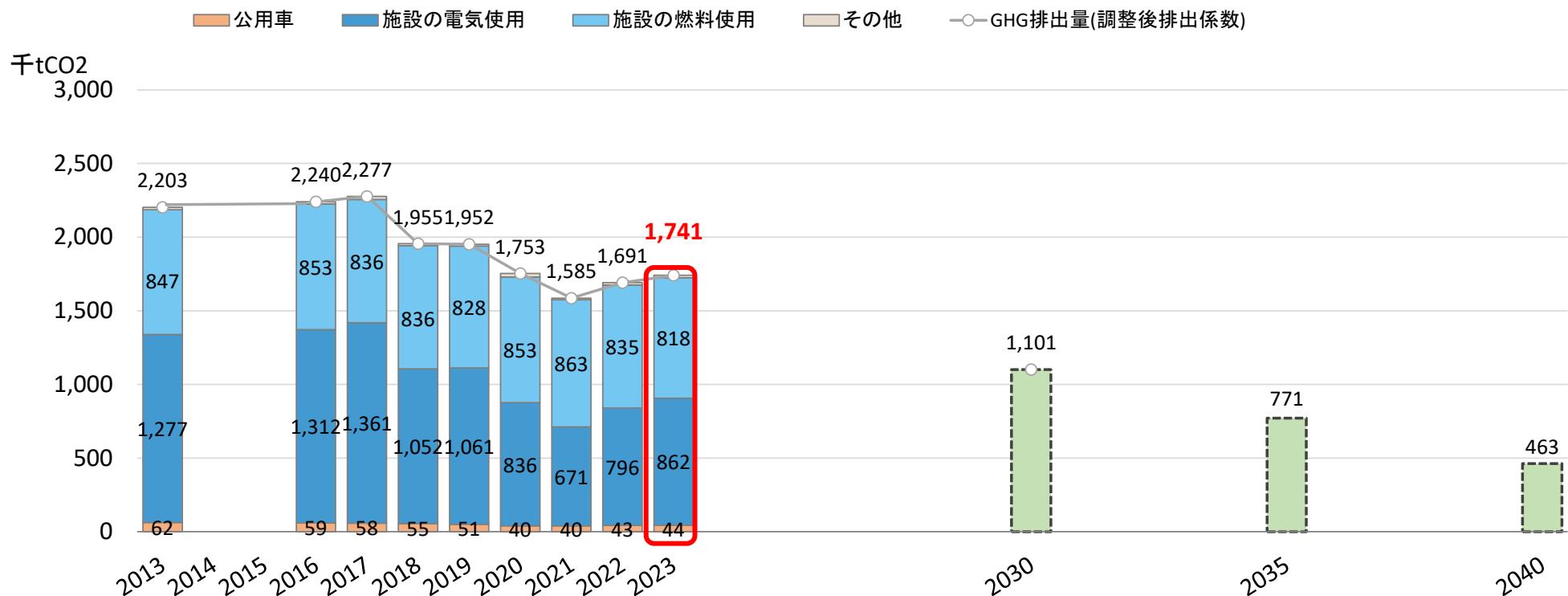
対象	目標値	2023年度の進捗 (前年度からの進捗)
温室効果ガス排出量	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 2030年度までに50%削減 ✓ 2035年度までに65%削減 ✓ 2040年度までに79%削減 (いずれも2013年度比) 	21.0%減少 (注) (2.2pt増加) 注：調整後排出係数
太陽光発電	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 2030年度までに設置可能な建築物（敷地含む。）の約50%以上に太陽光発電設備を設置 ✓ 2040年度までに設置可能な建築物（敷地含む。）の100%に設置を目指す 	設置可能な建築物（敷地含む）への導入割合： 21.5% (0.9pt増加)
建築物の建築	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 新築建築物は原則ZEB Oriented相当以上 ✓ 2030年度までに新築建築物の平均でZEB ready相当となることを目指す ✓ 2030年度以降には、更に高い省エネ性能を目指す 	2022年度以降の新築建築物の状況： 『ZEB』相当 2件 Nearly ZEB相当 0件 ZEB Ready相当 4件 ZEB Oriented相当 7件
公用車の電動化	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 新規導入・更新については2022年度以降全て電動車（注） ✓ 2030年度までにストック100%を目指す (電動車に代替不可能なものを除く) <p>注：電動車：電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車</p>	2023年度の新規導入・更新における電動車の割合： 73.3% (12.5pt増加) ストックでの導入率： 39.3% (5.8pt増加)
LED照明	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 既存設備を含めた政府全体のLED照明の導入割合を2030年度までに100%とする 	導入率： 39.4% (7.5pt増加)
電力調達	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 2030年度までに各府省庁での調達電力の60%以上を再エネ電力とする ✓ 2030年度以降、再エネ電力を60%以上調達した上で、2040年度においては、調達電力の80%以上を脱炭素電源由来の電力とする 	再エネ電力調達割合： 19.1% (1.6pt減少)

政府全体の温室効果ガス総排出量の推移 [調整後排出係数]



- 2023年度の政府全体における温室効果ガス総排出量は1,741千tCO₂であり、2013年度比で21%減少。
- 施設の燃料使用による排出量が減少したものの、施設の電気使用に伴う排出量が増加したことでの前年度比では3%増加。
- **再エネ調達率の減少※に伴い施設の電気使用に係るCO₂排出係数が増加したことによる影響と考えられる。**

※2030年度までに調達する電力の60%以上を再エネ電力とすることを目指しているが、2023年度の再エネ調達率は19.1%（前年度比1.6pt減）。



※図中の数値は小数点以下を四捨五入して表示。上記の変動率は、小数点以下を含めた数値で算出したもの。

府省庁別の温室効果ガス総排出量 [調整後排出係数]

府省庁名	2013年度 (tCO2/年)	2022年度 (tCO2/年)	2023年度 (tCO2/年)	2013年度比 増減率 (%)	2022年度比 増減率 (%)	2013年度比増減率の内訳								(参考) 2030年度 削減目標 (%)
						公用車	施設の 電気	使用量 変化分 (%)	排出係数 変化分 (%)	施設の 燃料使用	使用量 変化分 (%)	排出係数 変化分 (%)	その他	
	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	
内閣官房	14,614	902	5,413	-63.0%	499.8%	-0.1%	-58.9%	-12.8%	-46.1%	-3.9%	-1.4%	-2.6%	-0.6%	(注2) -50% 以上
内閣法制局	260	218	133	-48.9%	-39.0%	-3.8%	-45.9%	-11.5%	-34.4%	0.7%	2.4%	-1.7%	0.0%	-50%
人事院	1,549	1,038	1,020	-34.1%	-1.7%	-0.4%	-28.5%	-13.6%	-14.9%	-5.2%	0.2%	-5.4%	0.0%	-50%
内閣府	27,919	10,195	9,483	-66.0%	-7.0%	-1.1%	-27.6%	0.2%	-27.8%	-37.4%	-36.1%	-1.3%	0.0%	(注2) -50% 以上
宮内庁	5,401	2,597	2,395	-55.6%	-7.8%	0.5%	-51.9%	6.6%	-58.4%	-4.1%	-1.9%	-2.2%	-0.2%	-50%
公正取引委員会	1,072	338	440	-58.9%	30.2%	-2.5%	-55.5%	2.2%	-57.6%	-1.0%	1.8%	-2.8%	0.0%	(注3) -
警察庁	29,178	21,999	16,748	-42.6%	-23.9%	-1.1%	-37.8%	3.6%	-41.4%	-3.9%	-2.4%	-1.5%	0.1%	(注3) -
個人情報保護委員会	-	61	56	-	-7.6%	-	-	-	-	-	-	-	-	(注4) -32% 以上
カジノ管理委員会	-	45	5	-	-89.9%	-	-	-	-	-	-	-	-	(注4) -32% 以上
金融庁	3,165	1,435	2,961	-6.4%	106.4%	-1.5%	-19.2%	-11.7%	-7.5%	14.2%	17.5%	-3.3%	0.0%	(注3) -
消費者庁	332	329	202	-39.2%	-38.6%	-0.5%	-19.6%	11.7%	-31.3%	-19.1%	-18.1%	-1.0%	0.0%	(注3) -
こども家庭庁	-	-	403	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	(注5) -
デジタル庁	-	73	908	-	1141.8%	-	-	-	-	-	-	-	-	(注4) -32% 以上
復興庁	409	563	404	-1.2%	-28.3%	-13.5%	0.9%	34.0%	-33.0%	11.4%	12.2%	-0.8%	0.0%	(注3) -
総務省	13,310	6,290	6,198	-53.4%	-1.5%	-1.3%	-49.5%	-6.4%	-43.1%	-2.5%	-1.2%	-1.4%	-0.2%	-50%
法務省	273,107	197,204	186,996	-31.5%	-5.2%	-0.7%	-25.1%	1.8%	-26.9%	-5.6%	-4.6%	-1.0%	-0.2%	-50%
外務省	4,860	6,291	6,535	34.5%	3.9%	-1.8%	33.2%	-13.4%	46.6%	3.1%	4.1%	-1.0%	0.0%	-50%
財務省	95,957	71,507	62,533	-34.8%	-12.6%	-3.1%	-33.4%	-2.4%	-31.0%	1.6%	2.9%	-1.3%	0.0%	-50% 以上
文部科学省	6,076	2,393	5,535	-8.9%	131.3%	-0.8%	-12.1%	1.3%	-13.5%	4.0%	6.8%	-2.8%	0.0%	(注3) -
厚生労働省	89,848	84,661	83,408	-7.2%	-1.5%	1.7%	-21.0%	10.7%	-31.7%	12.1%	14.7%	-2.5%	0.1%	-50%
農林水産省	45,477	21,362	22,927	-49.6%	7.3%	-12.9%	-32.0%	-10.3%	-21.7%	-4.4%	-3.5%	-0.9%	-0.2%	-50% 以上
経済産業省	15,430	3,538	3,552	-77.0%	0.4%	-1.3%	-71.0%	-8.4%	-62.6%	-4.7%	-2.2%	-2.4%	0.0%	-50%
国土交通省	297,106	134,665	155,628	-47.6%	15.6%	-2.0%	-44.6%	-8.8%	-35.9%	-1.0%	-0.4%	-0.5%	0.0%	(注3) -
環境省	8,270	4,250	4,761	-42.4%	12.0%	-3.0%	-36.2%	13.0%	-49.3%	-3.1%	-0.5%	-2.6%	-0.1%	-88% 以上
防衛省	1,266,100	1,117,295	1,160,622	-8.3%	3.9%	-0.1%	-7.5%	3.0%	-10.5%	-0.8%	-0.3%	-0.5%	0.1%	-50%
会計検査院	3,287	1,457	1,418	-56.9%	-2.7%	-0.7%	-62.8%	-4.2%	-58.6%	6.6%	9.5%	-2.9%	0.0%	(注3) -
政府全体	2,202,728	1,690,704	1,740,686	-21.0%	3.0%	-0.8%	-18.8%	0.6%	-19.4%	-1.3%	-0.6%	-0.8%	0.0%	-50% 以上
内閣官房・内閣府	42,533	11,098	14,896	-65.0%	34.2%	-0.7%	-38.3%	-4.3%	-34.1%	-25.9%	-24.4%	-1.5%	0.0%	(注2) -50% 以上

(注1)電気の使用に伴うCO2排出量の算定に当たっては、電気事業者ごとの調整後排出係数として環境大臣及び経済産業大臣が告示する値を用いている。

(注2)内閣官房と内閣府の削減目標はこの2つの機関を合わせての目標である。

(注3)当該府省庁が作成した実施計画における温室効果ガス削減計画において、2030年度削減目標の電気の排出係数は基礎排出係数を使用している。

(注4)個人情報保護委員会、カジノ管理委員会、デジタル庁の目標は2022年度を基準年度としている。

(注5)こども家庭庁は具体的な一部施設において具体的な削減目標値は未策定である。

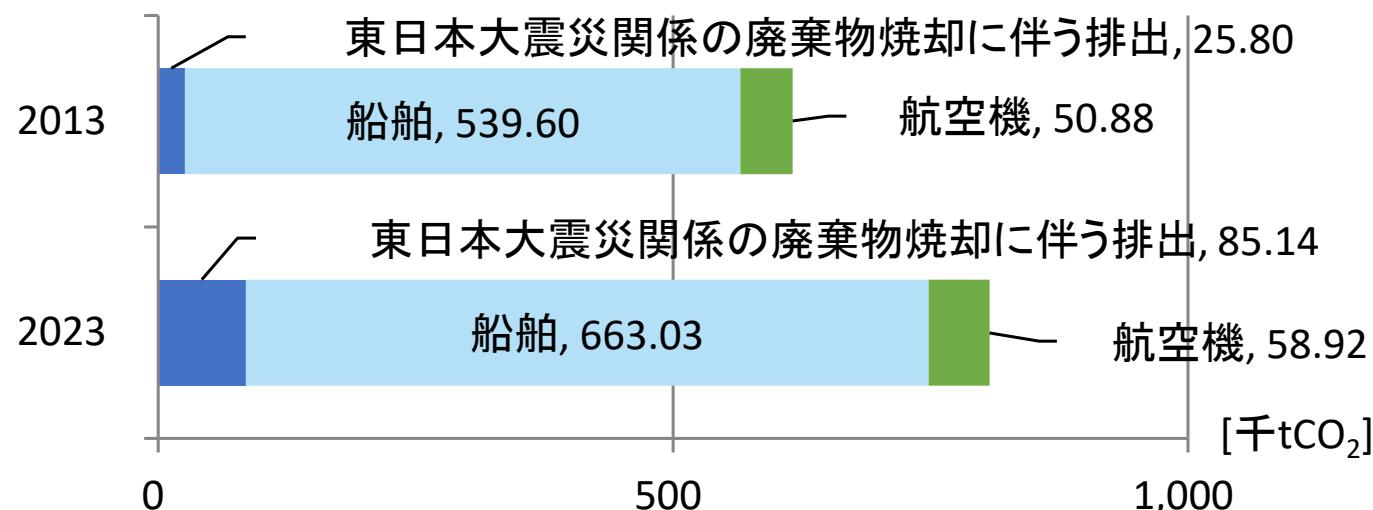
※図中の数値は小数点第2位以下を四捨五入して表示。

※本表における「2030年度削減目標」は、各府省庁における実施計画の「温室効果ガスの総排出量に関する目標」における値である。

削減目標対象外の温室効果ガス排出量[調整後排出係数]

- 温室効果ガス排出削減目標の対象外としている「船舶・航空機」「東日本大震災関係の廃棄物焼却」については、排出量の把握を行い取組の進捗状況を点検することとしている。
- 2023年度における「船舶・航空機」の使用に伴う排出量は約722千tCO₂、「東日本大震災関係の廃棄物焼却」に伴う排出は約85千tCO₂であり、それぞれ2013年比で約22%、約230%増加。

削減目標対象外の温室効果ガス排出量



※東日本大震災関係の廃棄物焼却に伴う温室効果ガスの排出は、帰還困難区域における除染や家屋解体等に伴う廃棄物の焼却によるものであり、対象となる廃棄物の処理が終われば排出量はゼロとなる見込み。

政府による太陽光発電の率先導入（設備容量目標）



- 政府実行計画に基づく件数ベースの目標に加え、規制改革実施計画（令和4年6月7日閣議決定）等を踏まえ、**公共部門等の脱炭素化に関する関係府省庁連絡会議において、府省庁ごとの2030年度における設備容量ベースの導入目標（政府全体で57,671kW）を令和6年3月に設定。**
- 各府省庁においてそれら導入目標の実現に向けた**工程表や計画等を盛り込んだ太陽光発電整備計画を令和6年4月に策定**（毎年度見直し）。
- 各府省庁における整備計画に基づく取組の、2023年度までの進捗状況（2024年度の見込みを含む）は以下の通り。
 - ・導入目標（設備容量ベース）に対する**政府全体の進捗状況は2.9%**
 - ・太陽光発電整備計画において示された今後の導入計画は**642kW**
- 政府が保有する全ての建築物及び敷地について、**今後導入可能性のあるポテンシャルを調査したところ、128,666kWであり、これらの活用に向けた取組強化が鍵。**
- これらのポテンシャルの活用に向け、以下の取組を実施。
 - ✓ 令和7年3月に開催した第4回連絡会議において、**今後の取組方針を改定し、各府省庁が、必要となる構造計算書等の書類の保有状況等を精査し、施設ごとに導入計画を具体化し整備計画へ反映することを決定**
 - ✓ 令和7年6月には、上記の導入計画の具体化に加え、**2030年度目標と整合した計画的な予算要求、予算配分の重点化等、予算執行段階での配慮等について各府省庁へ申し入れ**
 - ✓ 環境省において、**導入コストの抑制に資するPPA方式の活用に向けた検討を実施中**

2023年度実施状況の点検結果



- 2023年度の温室効果ガス総排出量は、2013年度比で21%の減少となった。2022年度比では3%の増加となっており、**2年連続で増加している状況**。温室効果ガス総排出量の増加要因は、2022年度と同様に、再エネ調達率の減少に伴いCO₂排出係数が増加したことにより、**施設の電気使用に伴うCO₂排出量が増加したことによる影響が大きい**と考えられる。
- 太陽光発電の導入（件数ベース）や再エネ電力調達等の**温室効果ガス総排出量以外の数量的目標**の進捗率は3~4割程度。2023年度も一定の進捗は見られるが、各目標に対して**十分とはいえない**状況。
- 太陽光発電の導入（設備容量ベース）について、目標に対する進捗率はわずか2.9%と非常に低い状況。
- **実施状況の改善**に向け、以下の事項について**一層の取組強化を図る必要**がある。
 - ・太陽光発電の導入については、特に設備容量ベースの目標実現に向け、**各府省庁による施設ごとの計画の具体化、計画に沿った予算要求の実施が必要**。また、**PPA方式の活用等、取組コストの抑制が不可欠**。
 - ・新築ZEB化については、より詳細な状況を把握しながら、優良事例の横展開を図ることが必要。
 - ・公用車の電動化については、更新時における導入を徹底する必要。
 - ・一般照明用の蛍光ランプの製造・輸入は2027年末に廃止されることも踏まえ、LED照明の導入については、施設の新築・改修時における導入を徹底するなど計画的な更新を進める必要がある。
 - ・再エネ調達については、**各府省庁が抱える課題を整理し、課題に応じた調達方法の工夫を図ることが必要**。また、環境配慮契約法に基づく取組を適切に推進、見直していくことが必要。

- 関係府省庁参加の下、2025年6月18日に「2025年度中央環境審議会地球環境部会カーボンニュートラル行動計画フォローアップ専門委員会（第1回）」（座長：大塚直 早稲田大学大学院法務研究科教授）を開催し、**実施状況の点検結果について中央環境審議会としての意見を聴取した。**

1. 取組に対する主な意見

- 太陽光発電の導入について、進捗が芳しくないことを踏まえPPA方式の活用など新たな対策を検討すべき。また、製造段階から廃棄段階までのライフサイクル全体の影響に目配せをすべき。
- 新築建築物のZEB化について、優良事例を分析し展開すべき。また、既存建築物について、改修時のZEB化や高効率機器の導入・更新等に早期に取り組むべき。改修の一つの手段として公共施設におけるESCO※の活用事例を積極的に示すべき。※ 省エネルギー改修にかかる費用を光熱費の削減分で賄う事業。
- LED・公用車等の調達について、政府全体の進捗率への影響が大きい省庁へ働きかけをすべき。
- GX製品の率先調達について、コストとのバランスを踏まえて検討すべき。
- 再エネ調達について、民間との取り合いになっているのかという観点で分析した上で、PPA等による自己調達に力を入れるべき。

2. 実施状況調査内容に対する主な意見

- 各府省庁の負担を軽減できる工夫は積極的に取り入れるべき。
- 2024年度実績調査から調査項目に追加するフロンの算定漏えい量の把握は重要。

3. その他の意見

- 今回の専門委員会で指摘を受けた事項の対応状況を来年度の専門委員会で報告いただきたい。
- 府省庁間の連携について、連絡会議における情報共有のみでなく、人材派遣等、より踏み込んだ連携が重要ではないか。

点検結果を踏まえた今後の取組方針について

- 今後は、政府実行計画で定めた目標の達成に向けて、特に以下の点に重点的に取り組む必要がある。その際、「公共部門等の脱炭素化に関する関係府省庁連絡会議」も活用して関係府省庁間で緊密に連携して進めていく。

○太陽光発電の導入

- 各府省庁において、各種書類の保有状況や事業性等を踏まえ**太陽光発電整備計画を具体化**し、**当該計画と整合した計画的な予算要求**を実施しながら取組を進める。また、必要なコストの抑制に向け、初期投資が不要であり予算の平準化につながる**PPA方式の活用を進める。**

○建築物のZEB化

- 建築物における省エネルギー対策について、**新築建築物のZEB化**に向けては、FU調査等を通じてより詳細な状況を把握しながら、**優良事例の共有等により取組を促進**していく。また、既存建築物については、省エネ診断やBEMSを踏まえた**運用改善を実施**するとともに、建築物の維持管理に係る契約において、チェックリストやベンチマーク指標を活用し、排出削減の工夫の余地やエネルギー消費量や温室効果ガス排出量の確認を促す。さらに、建築物の設計や改修に係る契約についても、チェックリストの検討を進めること。加えて、改修時には中長期的・段階的なZEB実現に向けた計画を検討する。

○電動車・LED照明

- 電動車やLED照明については、**更新時や施設改修・移転時等の導入を徹底**するとともに、計画的な整備を実現するため、**導入予定を各府省庁ごとに定めていく。**

○再エネ調達

- 電力供給における再エネ調達について、**環境配慮契約法に基づく取組（再エネ調達実践ガイド等の共有、仕様書における最低限の再エネ調達比率の設定、再エネ電力メニューリストの充実等）を適切に推進**していく。また、各府省庁における課題を整理するとともに、課題を踏まえ、環境配慮契約法に基づく運用を適切に見直す（総合評価方式の導入等）。また、**必要なコストの抑制に向け、共同調達等の調達の工夫を図る。**

- 中央環境審議会の意見を踏まえ、GX製品の率先調達や建築物のライフサイクル全体の温室効果ガスの排出削減の在り方について検討する。
- 今後、進捗の点検方法の効率化を図りつつ、PDCAサイクルを回して着実に取組を進める。